

野々海市訪問型サービスコード

A2 訪問型サービス(独自)サービスコード表【生活支援訪問サービス(緩和した基準によるサービス)】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A2	1121	訪問型独自サービス/211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)週に1回程度の場合	940	1月につき
A2	2121	訪問型独自サービス/211日割			30	1日につき
A2	1221	訪問型独自サービス/212		(2)週に2回程度の場合	1,879	1月につき
A2	2221	訪問型独自サービス/212日割			61	1日につき
A2	1331	訪問型独自サービス/213		(3)週に2回を超える程度の場合	2,981	1月につき
A2	2331	訪問型独自サービス/213			98	1日につき
A2	2521	訪問型独自サービス22	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179
A2	2631	訪問型独自サービス23			(二)所要時間45分以上の場合	220
A2	C221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)週に1回程度の場合	-9	1月につき
A2	C230	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211日割			-1	1日につき
A2	C222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212		(2)週に2回程度の場合	-18	1月につき
A2	C223	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212日割			-1	1日につき
A2	C224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213		(3)週に2回を超える程度の場合	-29	1月につき
A2	C225	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213日割			-1	1日につき
A2	C227	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	-2
A2	C228	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23			(二)所要時間45分以上の場合	-2
A2	D221	訪問型独自業務継続計画未策定減算/211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)週に1回程度の場合	-9	1月につき
A2	D230	訪問型独自業務継続計画未策定減算/211日割			-1	1日につき
A2	D222	訪問型独自業務継続計画未策定減算/212		(2)週に2回程度の場合	-18	1月につき
A2	D223	訪問型独自業務継続計画未策定減算/212日割			-1	1日につき
A2	D224	訪問型独自業務継続計画未策定減算/213		(3)週に2回を超える程度の場合	-29	1月につき
A2	D225	訪問型独自業務継続計画未策定減算/213日割			-1	1日につき
A2	D227	訪問型独自業務継続計画未策定減算22	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	-2
A2	D228	訪問型独自業務継続計画未策定減算23			(二)所要時間45分以上の場合	-2
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算		1月につき
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算		1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算		1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15% 加算		1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15% 加算		1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10% 加算		1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10% 加算		1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算		1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算		1回につき
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算/2	ハ 初回加算	200単位加算	200	1月につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ1	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 270/1000 加算	1月につき
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ2		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 287/1000 加算	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ1		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 249/1000 加算	
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ2		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 266/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 207/1000 加算	
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 170/1000 加算	